

平成26年労第124号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、労働基準局長よりじん肺管理区分「管理4、PR2、F++、合併症の有無（無）、要療養」の決定を受け療養していたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。A病院医師作成の死亡診断書によれば直接死因は「肺炎」、直接死因の原因は「肺気腫」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者は、労働基準局長から、平成〇年〇月〇日を症状確認日としてじん肺管理区分「管理4」の決定を受け、療養中のところ、平成〇年〇月〇日に死亡し、直接死因は「肺炎」、直接死因の原因は「肺気腫」と診断されたが、請求人は、被災者の死亡原因はじん肺によるものと主張することから、検討すると以下のとおりである。

(2) ところで、労災保険法による保険給付の対象となる「死亡」について、それが業務上の事由によるものと認められるためには、業務がその死亡に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要であり、本件についていえば、業務上疾病であるじん肺と肺炎による死亡との間に相当因果関係が認められることが必要である。

(3) 上記(2)の観点から、被災者のじん肺及び肺気腫の状態について検討すると、次のとおりである。

ア B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、①じん肺の病像について、平成〇年〇月、平成〇年〇月及び平成〇年〇月に撮影された胸部X線写真の読影でじん肺病像の変化はほとんど認められず、管理区分決定時より2型相当のまま著変なく推移し、平成〇年〇月に撮影された胸部CTでは、肺気腫が進行していた、②肺機能障害について、労災認定当初から肺機能は低下しており、最終的には慢性呼吸不全の増悪により死亡に至った経過がうかがえるが、著しい肺気腫が認められ、じん肺病像の程度を考え合わせると、肺機能障害はじん肺が主原因とは考え難い、③死亡にじん肺が全く関与していないとまでは言えないものの、総合的にみると、直接死因となった肺炎の主原因がじん肺であるとは考え難いことから、死亡とじん肺との間に

有力な因果関係があったとは認めがたい、と述べている。

イ C医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、①じん肺症の病像について、全経過を通じて粒状影は軽度でおおむね変化が認められないが、肺気腫の所見は増強している。被災者にはじん肺症とは異なる原因による肺気腫を余病として有していたと考えるのが妥当である、②肺機能障害について、平成〇年から低酸素血症や呼吸困難があり、在宅酸素療法が開始され、その後の肺機能の経過は中等度以上の障害で変動は認められるものの、概ね維持して推移していたものと考えられるが、一方、余病としての高度の肺気腫を認め、肺機能障害には肺気腫による閉塞性換気障害が大きく寄与していた可能性が高い、③直接死因とその原因について、診療録の経過をみると、食事摂取などを機に肺炎を繰り返し、誤嚥性肺炎として治療が行われていたが、直接の死亡原因は、肺炎による多臓器不全であり、肺炎の原因としては嚥下機能低下による口腔内菌の微量吸入からの誤嚥性感染が考えられ、肺炎発症後に急に死亡に至った原因としては、肺炎の炎症が著しく全身性炎症反応性症候群を起こし、それが契機となって肝臓・腎臓・肺などの多臓器不全となり回復できなかつたと考えられることから、じん肺と直接死因である多臓器不全との間に相当因果関係があるとは認め難い、と述べている。

ウ 以上にみたとおりに、B医師及びC医師の意見によると、じん肺の病像はほとんど変化なく推移している一方、肺機能障害は、じん肺が主原因とは考え難く、肺気腫による閉塞性換気障害が大きく寄与している可能性が高いとしており、肺炎による死亡とじん肺との間に相当因果関係は認められないとの意見を述べている。当審査会は、関係医証からしても両医師の意見は妥当なものであると認め、被災者の死亡とじん肺との間には相当因果関係は認められないと判断する。

エ なお、請求人は、肺気腫の発症はじん肺に起因する旨を主張するが、同疾患は、じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項で定義されているじん肺の合併症（じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病）に該当しない疾患であり、また、じん肺症の推移は前記のとおりであることから、喫煙の有無にかかわらず、肺気腫の発症とじん肺との間に相当因果関係が認められず、請求人の主張は採用することはできない。

また、請求人は、じん肺により嚥下機能が低下し、誤嚥性感染が生じた旨を主張するが、被災者は高齢であり、加齢に伴う生体機能の低下が推測される一方、肺機能の程度は前述のとおりであることから、じん肺が有力な原因となって誤嚥性肺炎に感染したものとも認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。